



市議会だより

GOJO

〒637-8501五條市本町1-1-1
五條市議会事務局
TEL 0747-23-2000
E-mail gojo-shi@wonder.ocn.ne.jp



五條市シンボルキャラクター
ゴーちゃん

No. 35

発行 五條市議会
編集 市議会だより編集委員会



6月定例会で7議案を「否決」

■教育委員会委員の任命を否決■

教育委員人事案件否決一覧

1 回目	平成19年7月2日 (第1回臨時会)	賛成 反対 退席	5名 13名 2名	議会が反対した理由 吉野氏が、市長選挙の「公約」で、教育委員には民間人を登用すると言っていたにもかかわらず、二人の欠員の教育委員に元五條小学校校長で、元大塔村教育長のI氏、元県立郡山高校校長のA氏を、人事案件として上程してきました。 市長からは、5回とも同じ人物を上程していることに加え、議会の各会派からは、市長が「選挙公約」を守っていないとの疑義が上がり、吉野氏の姿勢に、そして「公約」を軽んじる行為に問題があるとして反対しました。また、元大塔村教育長当時、指導力に欠けていたという意見があり、否決しました。 また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育委員への保護者の選任の義務化が加えられました。委員の任命に当たっては、委員のうちに保護者が含まれるようにしなければならない（同法第4条第4項）というもので、理事者は、これらのことを踏まえて対応するべきと考えます。 退席の理由 疑惑の持たれている市長から提出された議案であり、提出者の問題で退席。
2 回目	平成19年9月18日 (第3回定例会)	賛成 反対 退席	1名 18名 1名	
3 回目	平成19年12月17日 (第4回定例会)	賛成 反対 退席	2名 16名 2名	
4 回目	平成20年3月18日 (第1回定例会)	賛成 反対 退席	2名 17名 1名	
5 回目	平成20年6月27日 (第2回定例会)	賛成 反対 退席	2名 17名 1名	

二十五議案のうち、十七議案を可決

一議案を継続審査に

五條市議会第二回六月定例会は、六月十六日に開会し、市長から市政の報告と提出議案の説明を受け、一般質問（四議員）、議案審議などを行い、六月二十七日に閉会しました。

六月定例会に市長から提案された議案は二十五件でしたが、議会は、市民生活に関わりの深い十七件を「可決」とし、残りの七件を「否決」、一件を「継続審査」としました。

指定管理者3議案を否決

平成二十年六月定例会で、吉野市長から、現在市が管理している「五万人の森公園」「上野公園」及び「阿田峯公園」について、より一層の施設有効利用と管理費削減という観点から、指定管理者制度を導入するという市政の報告と議案説明がありました。

「指定管理者制度」とは、公の施設の管理運営を株式会社や財団法人、NPO法人、市民グループなどの団体に委ねる制度で、平成十五年に施行されました。

この制度導入の意義は、「管理運営経費の削減による自治体の負担の軽減」と「サービス向上による利用者の利便性の向上」とされています。

指定の手続・管理の基準・業務の範囲について条例で定め、原則公募の下で、※プロポーザル方式や総合評価方式などで指定管理者候補の団体を選定し、議会の議決を経て、最終的に選ばれた管理者に施設の管理運営を委ねることになります。

管理者の指定に議会の議決が必要とされる理由は、「施設の使用許可という一定の公権力を持ちうる管理者の指定については、慎重に進めるべきである。」との観点からの措置であるとされています。

この指定管理者制度を導入することについては、昨年の十二月定例会で可決しています。

今回、三公園の指定管理者の選定は、八人の選定委員がプロポーザル方式で審議し、候補者を選定しました。

その結果、「五万人の森公園」「上野公園」及び「阿田峯公園」の三公園ともに合計点がまったく同じ七十四点で、(株)ランドスケープキーパーズが候補者に決まりました。

議会は、その結果を受けて、いろいろな角度から精査しましたが、賛成三、反対十七（議長を除く）で否決しました。

※公募型プロポーザル方式

事業者の選定方法の一種で、事業の提案を公募し、提出された提案書について、募集要項等であらかじめ示された評価基準に基づき審査を行い、最も優れていると認められる提案書の提出者と契約を締結する方式。

反対理由

●「指定管理者制度」の第一の目的は、「経費の削減」を図ることであるにもかかわらず、一番低い経費を提示した業者よりも、三施設合計で二、二六〇万円も高い入札価格を提示した業者が候補者として決定したことは到底承服することができない。

●選定基準に掲げられている管理料の配点基準（二ページの表【選定基準】を参照）が低すぎる。

●一部資料の提出を求めたが、すでに「破棄した」とのことであった。不透明であり、審査結果に大きな疑問が残る。

●初めての指定管理者制度を導入するのに、契約期間が二年六か月というのは長すぎる。

●より多くの人が参画できるように、一業者一施設にするべきである。

●管理委託の経験が全くない業者に三つの公園すべての管理委託を任せるのは危険ではないのか。

●それぞれ特色のある三つの公園を一つの業者が管理者となつてやっていけるかということに対し、大変疑問に思う。

5万人の森公園



阿田峯公園



上野公園



【選定基準】

区分	選定基準	評価項目	配点
1	事業計画書の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであるかどうか。	平等利用を図るための具体的手法の適格性	10点
2	事業計画書の内容が、最少の経費で指定管理者管理公園の効用を最大限に発揮できるものであるかどうか。	市民の管理運営方針に対する適格性	30点
		利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	
		サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
3	事業計画書の内容が、最少の経費で指定管理者管理公園の適切な維持管理を図ることができるものであるかどうか。	施設の維持管理への取り組み内容の適格性	30点
		安全対策への取り組み内容の適格性	
		管理料の内容の適格性	
4	申請者が事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているかどうか。	安定的な監理を行うための人的能力の適格	30点
		安定的な管理運営を行うための運営能力の適格	
		安定的な運営が可能となる経理的基盤の適正	
合 計			100点

【審査対象】

応募のあった申請のうち応募資格のすべてを満たしたものを対象とする。

【委 員】

- (1) 副市長（会長）

(2) 自治連合会会長

(3) 商工会会長

(4) 観光協会会長
- (5) 学識経験者

(6) 顧問弁護士

(7) 市議会議長

(8) 市議会建設経済常任委員長

【審査結果】

「5万人の森公園」事業計画書 審査集計表及び金額一覧表

指定の期間：H20.10.1～H23.3.31

結 果	団 体 名	合計点	金 額
候補者	(株)ランドスケープキーパーズ	714	2,940万円
第2順位者	アスカ美装(株)	712	1,950万円
第3順位者	山田造園土木(株)	670	2,328万円
第4順位者	N Bグループ (株)キタムラ・熊代農園	642	3,000万円
第5順位者	秋本建設(株)	614	3,000万円
第6順位者	イチエ(有)	480	2,608万円
第7順位者	山縣恒夫(栗原造園)	426	2,393万2千円
第8順位者	長原建設	312	3,000万円

「上野公園」事業計画 審査集計表及び金額一覧表

指定の期間：H20.10.1～H23.3.31

結 果	団 体 名	合計点	金 額
候補者	(株)ランドスケープキーパーズ	714	6,655万円
第2順位者	アスカ美装(株)	698	5,750万円

「阿田峯公園」事業計画 審査集計表及び金額一覧表

指定の期間：H20.10.1～H23.3.31

結 果	団 体 名	合計点	金 額
候補者	(株)ランドスケープキーパーズ	714	4,065万円
第2順位者	アスカ美装(株)	686	3,700万円
第3順位者	(有)カインド	602	4,150万円

(株)ランドスケープキーパーズ	13,660万円(3施設合計)
アスカ美装(株)	11,400万円(〃)
差 額	2,260万円(〃)

指定管理者申請団体がから「不服申立書」が提出

平成二十年六月二十四日の建設経済常任委員会には、理事者側から、付託された議案を審査するため五條市公園施設の指定管理者選定に関する資料が提出され、その中には、五月二十九日付で「指定管理者申請団体」の一家から市長及び副市長あてに提出された「不服申立書」とそれに対する市長からの「回答書」がありました。

この「不服申立書」は、今回の指定管理者の選定結果について出されたものです。その内容は五項目にもわたっており、一点目は、「指定の方法については、指定管理者選定委員会の評価結果を基準に、総合評価を行った上で、最も適切に施設を管理できると認める団体を候補者として選定とあるが、一次評価・総合評価ともが適正に行われたのか疑問である。一位と二位とを比較した総合評価がなされたものであるとすれば、この経緯と内容が不透明である。」というものでした。

二点目は、「公園施設、グラウンド、体育館等の管理運営実績については、一位の団体にはないのではな

いた。」などというものでした。

三点目は、「提案指定管理料について、選定基準の事業計画書の内容が、『最少の経費で』指定管理者管理公園の効果を最大限に発揮または適切な維持管理を図ることができるものであるかどうかという評価が適正にされていないのではな

いか。

指定管理制度の第一の目的は、市の出費をできる限り少なくすること、指定管理料の支出をできる限り低くすることではないか。」というものでした。

四点目は、「審査委員の評価集計を無記名で実施したとの情報があるが、各審査委員が適正な評価をしたならば、記名式が通常と考えられる。（不透明な審査ではないか。）」というものでした。

五点目は、「多数の人から当社の審査内容が最も良かったとの声があるにもかかわらず、結果は、三施設とも同じ団体が一位であった。」というものでした。

以上のような「不服申立書」を提出した申請団体に対して、市長名の六月二十日付け「回答書」は、「評価項目については管理費の削減だけを求めるのではなく、費用以上の効果を見込めるかということも含め配点し、選定を行った。」というものでした。

他市の退職手当特例制度

平成20年6月20日現在

団体名	特例制度	運用状況及び加算率
奈良市	無	国の基準による
大和郡山市	有	国の基準による ただし、55歳 25／100 57歳 15／100 ※段階的に見直し、23年には国の基準に統一する
天理市	無	国の基準による
橿原市	無	国の基準による
桜井市	無	国の基準による
生駒市	無	国の基準による
香芝市	無	国の基準による
葛城市	無	国の基準による
宇陀市	無	国の基準による
大和高田市	有	国の基準による ただし、59歳の管理職のみ 12／100
御所市	有	勤続25年以上、50歳～54歳 30／100 55歳 40／100 56歳 30／100 57歳 20／100 58歳 10／100 59歳 5／100
五條市	有	50歳～57歳は国の基準による 58歳 30 ^{*2} ／100 59歳 15／100

〈国の基準（勤続25年以上・50歳以上）〉

50歳 20／100 51歳 18／100 52歳 16／100 53歳 14／100
54歳 12／100 55歳 10／100 56歳 8／100 57歳 6／100
58歳 4^{*3}／100 59歳 2／100

【退職金の試算例】

・国の基準による 58歳早期退職 給料月額×1.04^{*3}×支給率+調整額
・五條市 58歳早期退職 給料月額×1.3^{*2}×支給率+調整額
・ // 60歳定年退職 給料月額×支給率+調整額

平成20年6月定例会

55歳で早期退職・・・加算率50％増（否決）

56歳で早期退職・・・加算率45％増（否決）

57歳で早期退職・・・加算率40％増（否決）

平成19年6月定例会

58歳で早期退職・・・加算率30％増（可決）

59歳で早期退職・・・加算率15％増（可決）

財政の健全化対策の一つとして、職員定数を市民サービスの低下にならない範囲で削減することを掲げ、平成十九年六月定例会では、五八歳と五九歳からの職員の早期退職勧奨制度が市長から提出され、議会で議決しました。

今年の三月末では、この制度に基づいた早期退職者は、五八歳で三名、五九歳で七名いました。ちなみに六〇歳での定年退職者は十三名でした。本年、平成二十年六月定例会では、引き続き市長から五

五歳からの早期退職勧奨制度が議会に提出されましたが、

●五八歳、五九歳の早期退職制度の功罪を見極めての結果検証ができていない。急ぎ過ぎである。

●他市町村に比べ加算率が高過ぎる。

●優秀な人材が失われることにつながる。

等の理由で、総務文教常任委員会でも、本会議においても、全員反対で否決されました。

55歳からの職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正を否決

市道路線について

四議案中、一件を継続・一件を否決

議会は、六月定例会に提出された市道路線に関連する四議案のうち、市道新町九号線の認定については「継続審査」とすることとし、市道二見五号線の路線の延長については「否決」しました。

はじめに、市道新町九号線については、新たに八八メートルの道路を認定しようとするものでしたが、建設経済常任委員会の審査

において、この議案が地元要望書のみの判断で上程されたものであり、市の担当者が地権者に対し確認していなかったため、地権者の合意がないままに提出されたものであることが明らかになりましたので、今議会で結論を出すに至らないものであるという判断をしました。

しかしながら、その道路を必要としている市民がいることから、すぐに否決とはせずに、議会としては、今後、市の対応を見定めていくとの判断に至り、「継続審査」にしました。

また、市道二見五号線の延長については、六月十九日の本会議における地元議員からの一般質問で、今回

提案された道路は、地元の住民は利用しない道路であり、地元から必要ない道路で、「いらない」という意見が出されていることが明らかになりました。また、翌二十日の議案審議の際にも納得いく理由が示されなかったこと、付託された建設経済常任委員会においても、市担当者からの明確な説明がなかったことなどから、この市道路線の延長については、議長を除き、賛成二、反対十八で否決しました。



れており、市担当課には、地元との連携強化を図りながら、将来を見据えた対応を求めるところです。



二見5号線



消防庁舎

平成十九年第四回十二月定例会において 消防庁舎建設工事の早期着工と水道施設の 岡町の中継施設築造工事の早期着工を決議しました

議会は、昨年の十二月定例会で、長年の懸案となっていた五條市消防庁舎の建設工事の早期着工と、水道施設のうち、岡中継施設築造工事の工事中止の撤回と早期着工を求める決議を全会一致で可決しました。

消防庁舎は、先の阪神淡路大震災発生以来、仮に当市で同程度の災害が発生したときに、果たして現在の消防庁舎で本来の機能が果たせるのかなど、地震発生直後から一般質問されるなど、活発な議論がありました。

その後、平成十五年には総務文教常任委員会で消防庁舎建設予定地を了承し、市は、平成十七年に基本設計業務を委託、平成十八年に土地開発公社から土地を

購入、消防庁舎建設の実設計の策定を行い、平成十九年二月には建築確認まで行っておりました。

これまでに執行した予算総額は約四億一千八十万円で、既に膨大な税金が使われています。

しかしながら、昨年四月二十二日に就任した市長の下で八月二十日にサイレン音の体感を実施し、十二月定例会でも、建設予定地で消防庁舎を建設するかどうかの判断や説明がありませんでした。

そこで、議会としては、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのためにも、消防庁舎建設工事の早期着工を求める決議を採択し、理事者側にその実施を求めることにし、「消防庁舎建設工事の早期着工を求める決議」を採択し、建設について、市長に強く求めることとなりました。

また、水道施設のうち、岡中継施設築造工事については、京奈和自動車道の建設工事の際に高水圧に苦慮したことから、水圧の軽減緩和対策のための必要な施設であり、岡配水系統は岡ポンプ場から延長二、一八〇



岡中継施設用地

メートル、高低差一七五メートル揚水しており、送水管には一平方センチメートル当たり二〇キログラムの高水圧を有しています。

岡配水系統は、田園地区、岡地区、牧野地区と北宇智地区の約三千五百戸に給水しており、市としても、万一の災害時における不安はぬぐい去れないとの答弁がありました。

しかしながら、談合情報により入札が中止され、市長は突然工事中止を十一月二十七日に報道関係者に発表しました。

そこで、議会としては、工事中止とした市長に対し、十二月定例会で、地域住民の安全・安心のためにも、「岡中継施設築造工事の工事中止撤回と早期着工を求める決議」を採択し、工事の実施を強く求めることとなりました。

岡中継施設築造工事の工事中止撤回と 早期着工を求める決議

現在、上水道の岡配水系統は、岡ポンプ場から岡配水池に送水して田園地区、岡地区、牧野地区及び北宇智地区の約3,500戸、日量4,000立米の給水となっているが、市道旧岡中線に埋設されている送水管については、低地域において高水圧を有しており、万一の災害時における不安はぬぐい去ることができない状況にある。

そのようなことから、防災対策上・安全対策上の事業として中継施設を築造し、低地域にある送水管の高水圧の緩和を図るとともに、災害時における応急給水拠点としての整備を図り、上水の安定供給に一層寄与することができる施設として、平成18年度には岡中継ポンプ施設の用地購入を行い、本年度において中継施設築造工事の計画が行われていたところである。

しかしながら、吉野晴夫市長は、これを緊急性がないとして工事中止を決めたとの報道が、11月28日付けの朝刊において突然発表されており、この中止決定に至った経緯・結果については、住民の代表であり、議決機関である市議会に対して事前に何の説明もなく、ましてや、万一の場合においては一番被災が危惧される地域住民に対しての説明責任が全く果たされていないところである。

南海・東南海地震が懸念される昨今においては、岡配水系統の高水圧の緩和が急がれるところであり、市議会としても、過去数年前から震災対策としての指摘を行い、事業予算についての承認をしてきたところでもある。

この事業計画実施によって、上水の安定供給を図るとともに、防災対策・安全対策が措置されるところであり、地域住民の安全・安心のためにも、工事中止の撤回を行い、速やかな事業の実施を求めるところである。

以上、五條市議会は岡中継施設築造工事の工事中止撤回と早期着工を求めここに決議する。

平成19年12月14日

五條市議会

消防庁舎建設工事の早期着工を求める決議

五條市消防本部は昭和38年に発足し、その拠点としての消防署庁舎は昭和43年に完成、現在の消防庁舎は昭和58年に完成したところである。

年月の経過とともに建物全体は老朽化し、市勢の拡大に伴い消防職員の増員が図られていることもあり、施設内は狭あいで劣悪な環境の下、消防職員は日夜、市民の生命、身体、財産を守るため任務の遂行に当たっている。

市議会としても、総務文教常任委員会において幾度となく現況等の報告を受けるとともに慎重な協議を重ね、これら懸案事項を解消するための事業計画についての承認をしてきたところである。

しかしながら、吉野晴夫市長は、教育環境の保全と広域消防の動向等を理由として、建設予定地の見直しを市長就任早々に表明し、本年8月には建設予定地に隣接する中学校において緊急車両サイレン音の体感会を行い、8月21日付けの朝刊では、この日の体感会のアンケート結果も参考にして建設予定地で建設するかの最終決断をするとの報道がされたところであるが、それ以来、検討の経過、代替案等何の説明もなく、約4,000平方メートルの建設用地とともに事業計画が宙に浮いている状態で現在に至っている。

南海・東南海地震が懸念される昨今においては、一日でも早い防災拠点の整備が待たれるところであり、火災、救急、救助に不安なく、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのためにも、速やかな着工を求めるところである。

以上、五條市議会は消防庁舎建設工事の早期着工を求めここに決議する。

平成19年12月14日

五條市議会

岡町の 中継施設築造工事 計画中止に関する監査 を請求

議会は、平成十九年十一月二十八日に市長が突然計画中止を報道発表した岡町の中継施設築造工事について、昨年の十二月定例会での一般質問また委員会における質疑において、計画中止に至った経緯を市民に明らかにするよう市長に求めてきました。

しかしながら、一向に明確にされないことから、昨年の十二月定例会で、地方自治法第九十八条第一項に基づき、計画中止の判断の一つとされる調査をしたコンサルタント会社名を明らかにするよう市長に求めましたが、「当該コンサルタント名を公表すること等は、同法人と各企業間との関係に支障を来す恐れがあるため回答できません。」との説明で、またしてもコンサルタント会社名及び工事中止の判断に至った理由を明らかにするための書類が提出されませんでした。

その後、三月六日の厚生常任委員会でコンサルタント会社名が(株)日水コンであることは明らかにされましたが、今年の三月定例会で、地方自治法第九十八条第二項に基づき、岡中継施設築

造工事の計画段階から計画中止に至るまでの一切の事項に関する監査の実施と結果報告を求めることとし、監査委員に請求し、代表監査委員から、六月定例会初日の六月十六日に監査の結果報告がありました。

監査結果の内容は、おおむね次のとおりです。

まず、水道局は、岡配水系統を、市内約三千五百戸に給水している最重要施設と位置づけていること、既設送水管は低地域において一平方センチメートル当たり約二十キログラムの水圧を有しており、震災時における不安はぬぐい去れないことなどから送水管低地域の高水圧を緩和することを目的としていることなどの報告がありました。

また、事業費については、「上水道事業出資債」で対応するため有利な財政措置が可能であったが、**それらを市長が知らせておらず、すべてを把握して日水コンが文書を作成したとは考えられないとされています。**

また、岡中継ポンプ所施設基本計画策定業務の入札の際には、市長が計画中止を判断した理由の一つとされる文書を作成した日水コンも入札に加わっていたとの報告がありました。

計画中止に関する根拠については、計画中止に関し

ての書類は存在しないとされているが、市長が計画の中止の判断の根拠とされる日水コンが作成したとされる文書は、平成十九年十一月二十日に市長に渡されており、**いわゆる「メモ」であつたため、社印も押印されておらず、費用も発生しないとの(株)日水コンの部長の見解であり、監査委員からは、その時点では私文書であるとの判断であると報告がありました。**

日水コン大阪水道事業部長により提出された「岡中継ポンプ所の新設について」の文書は、市の水道事業のすべてを把握して作成されたものと考えるに至らないものであること、また、この工事は、中止から中止休止と、市長の判断が変更になっているが、すでに四千万円近い公金が支出されていることなどの報告がありました。

なお、事業中止の判断をこの文書のみで行うのではなく、過去の安全対策事業や今後の安全対策事業の優先順、有利な財政措置等を総合的に勘案し、議会とも協議の上で決定することが望まれたとされていました。報告書の最後で、監査委員からは、「市民が安全で安心して暮らせるためのライフライン施設の確保は極めて重要で、震災被害を最小限にとどめるための地震

対策の強化が大きな課題となっているなか、被害を最小限度にとどめ、ライフラインを確保するための水道施設の耐震化施策を計画的に推進されることを望むものである。**理事者は、議会・市民に対し説明責任を有しており、今後は対話と協調路線をもって市政全般の運営にあたるよう強く要望する。」**との指摘があり、議会の意見もそのとおりです。



岡配水池



岡加圧ポンプ所

編集後記

ようやく秋の気配を感じるようになりました。これから良い季節を迎えますが、地球温暖化が進む中、環境問題は世界的な課題であり、また、我々にとっても、もっとも身近な課題としての認識が強く求められております。

市議会だよりは、議会活動の状況を広く市民に報告し、市民のより建設的な要望を市政に反映させ、住民自治の高揚を図るために、平成七年十二月五日に第一号が発刊されました。

その後、平成十六年二月二十二日の第三十四号発刊以来、この度の三十五号再発刊まで休刊となりました。

その理由としましては、平成の大合併による一市二村の合併、議員定数等検討特別委員会の審議、財政再建のための集中改革プラン等、議会活動の最重要課題を抱え、休刊を余儀なくされました。

理事者は市民・議会に説明責任を有しており、今後は対話と協調路線をもって市政全般の運営にあたるよう強く要望します。

今回、再発刊するにあたりましては、議会活動を中心に、市政に対する議会の使命を明確にして、現状を分かりやすく報告し、理解を求め、併せて、市民各位の福利向上のため、みなさまからのご叱責をおおぎながら、発刊に努めてまいりたいと考えております。

広報編集委員会	
委員長	田原 清孝
副委員長	峯林 宏政
委員	大谷 龍雄
〃	黄木 英夫
〃	寺本 保英
〃	藤富 美恵子